

都市計画法第 81 条第 1 項及び京都市風致地区条例第 8 条第 1 項の規定に基づく監督処分を次のとおり行いましたので、同法第 81 条第 3 項及び同条例第 8 条第 3 項の規定により公告します。

平成 17 年 8 月 5 日

京都市長 梶本 頼兼

1 監督処分の相手方

滋賀県大津市比叡平 1 丁目 12 番 9 号

山澤 文夫

2 違反行為地

京都市左京区北白川南ヶ原町 1 番地 380

3 違反行為の内容

都市計画法第 43 条第 1 項及び京都市風致地区条例第 2 条第 1 項の規定に基づく許可を受けていない建築工事を行っていること。

4 監督処分（命令）の内容

直ちに建築工事を停止すること。

5 命令を行った日

平成 17 年 7 月 20 日

(都市計画局都市景観部風致
保全課及び同部開発指導課)